

第12回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和7年12月5日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和7年12月5日（金） 午後1時52分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和7年12月5日（金） 午後2時52分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1番 山崎富士子	2番 笠原 勝	3番 松尾 茂敏	5番 中川 實美
6番 馬場 保	7番 前田 辰己	9番 田島 真一	10番 内田 弘幸
11番 栄木 正孝	12番 宮寄 芳守	13番 井出 真吾	14番 小田 伸吾
15番 小筏 正治	16番 山崎 正典	17番 坂本 博	18番 東 康敬
19番 林田 剛			

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	福田かすみ

6 提出議案及び報告事案

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第53号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第5 議案第54号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第6 議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第56号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第8 報告第10号 非農地通知の発出について

午後1時52分開会

○事務局長（高木 謙次君） 令和7年第12回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

議事進行上、発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してくだ

さい。また、携帯電話は音の出ない状態に設定くださいますようお願いいたします。

今回の議案の審議について、事前にお断りをいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の中で、山崎正典委員が関係者となっていますので、議事に参与することはできませんが、委員の意思により参考人として出席し、説明などのための発言は差し支えありません。また、ほかの案件についての意見を求めるため、最後の議決の際に退出していただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局長（高木 謙次君） それでは、本日、欠席届は出ておりませんので、法の規定による過半数に達しており、会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 改めまして、皆様、こんにちは。今年も師走に入り、残すところあと僅かとなりました。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。インフルエンザ等、結構早めに流行しているということですので、皆さん、体調には十分注意されて年末をお過ごしいただきたいと思います。今年最後の総会です。よろしくをお願いいたします。

ただいまから、令和7年第12回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくをお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、6番、馬場保委員、7番、前田辰己委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第2、議案第51号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、報告第10号、非農地通知の発出についてまでの議案6件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第51号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第51号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号78番から96番までの19件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号78番から82番です。

申請番号78番及び79番は、破産管財人による公売案件で、地元の若い農業者が購入する案件です。

申請番号８０番は、空き家バンクで住宅を購入する譲受人が隣接する申請地を購入する案件です。
申請番号８１番、８２番は、隣接地に居住する譲受人が耕作利便のため、譲り受ける案件です。
以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号７８番から８２番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員（１５番 小筏 正治君） よかですか。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ、小筏委員。

○委員（１５番 小筏 正治君） 聞きたいことがある。これ、国籍が日本ってなっておるでしょう。

国籍が日本ってなっておるけど、日本って書いてあるけん、外国人も借りられる土地は借りたり買ったりされるのかと。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ、事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 農地を買う要件として、全部耕作するような状態であったり、１５０日以上農業に従事する等、地域に調和等をちゃんと図っていただければ、外国人であっても購入はできるものだと思っております。（発言する者あり）

○委員（１５番 小筏 正治君） 耕作証明やったっけ。この人は農業をしてもたしか大丈夫ですという証明の何だったろう。国籍が外国ってなっておったら、いろんな書類とか何とかを取りそろえて、ここで会議の中で許可されればそれでよかとやけどさ、その前にやっぱり外国っていうのは事務局でちゃんと議案書で提出、出してよかかどうかは精査されるんでしょうけど。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 今、購入できるものだと思いますというような回答でしたけれども、実際、そういう人が上がってきた場合は、きちんともう一回確認をしてから議案として上程したいと思えます。

○委員（１５番 小筏 正治君） 以上です。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（１０番 内田 弘幸君） 議席番号１０番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号８３番から９３番です。

申請番号８３番は、機構で契約更新するに当たり、農地中間管理機構が物納を取り扱わないため、農地法３条での賃貸借申請です。

申請番号８４番は、耕作できない所有者の叔母から贈与で譲り受ける案件です。

申請番号 85 番と 86 番は、所有者側からの要望で、地元の農家が規模拡大のため買い受ける案件です。

申請番号 87 番は、耕作できない所有者から規模拡大農家が買い受ける案件、申請番号 88 番は、規模拡大のため譲り受ける案件です。

申請番号 89 番と 90 番は、耕作利便のため借り受ける案件、申請番号 91 番から 93 番は、高齢で耕作できない所有者から、同一の譲受人が規模拡大のため、所有権移転と賃貸借権により規模拡大する案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号 83 番から 93 番について、ご質疑ありましたらお願いします。——ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13 番 井出 真吾君） 議席番号 13 番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号 94 番から 96 番です。

申請番号 94 番について、耕作できないため、隣接宅地を購入する譲受人が家庭菜園程度で農業を始めることで、宅地と一緒に購入する案件です。

申請番号 95 番については、規模縮小のため、申請地の隣地の方へ譲り渡す案件です。

申請番号 96 番は、耕作できない所有者から規模拡大で譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号 94 番から 96 番について、ご質疑がありましたらお願いします。——ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、山崎委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項議事参与の制限に該当しますので、山崎正典委員の退室を求めます。

〔山崎正典委員 退室〕

○議長（林田 剛君） 議案第 51 号、申請番号 78 番から 96 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、山崎正典委員の入室を求めます。

〔山崎正典委員 入室〕

○議長（林田 剛君） 続きまして、日程第3、議案第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第52号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号13番から16番の4件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号13番です。

申請番号13番について、申請地は農振白地、農地以外の地目に囲まれた中にある農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は駐車場用地であり、国道の拡幅工事で収用された残地です。許可に関して特に問題ないものと思われま

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号13番について、ご質疑がありましたらお願いします。——ご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号14番から16番です。

申請番号14番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請目的は農業用倉庫での追認申請です。第1種農地ですので、原則としては転用できない農地ですが、例外規定の農業用施設に該当し、20年以上前から農業用施設として使用しており、追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われま

申請番号15番について、申請地は農振白地、農地以外の地目に囲まれた農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は個人住宅です。面積が37平方メートルを超えていますが、残地で残しても農

業をしないということで、分筆に費用をかけさせることが必要なのか検討した結果、第3種農地で残地がおおむね1割未満ということで、分筆までは求めておりません。許可に関して特に問題ないものと思われま。

申請番号16番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は進入路用地で、追認申請です。20年以上前から宅地への進入路として使用していたということで、追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われま。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号14番から16番について、ご質疑がありましたらお願いします。——ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑ないようですので、議案第52号、申請番号13番から16番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

続きまして、日程第4、議案第53号、農地法第5条の規定による許可処分取消願について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第53号の朗読〕

議案書11ページ、申請番号1番、1件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号1番です。

申請地は、平成25年11月20日付25農委指令第148号をもって許可を得ていましたが、許可目的である住宅を建設する見込みもないため、取消しを願出た案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。——ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第53号、申請番号1番は、申請どおり許可

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

続きまして、日程第5、議案第54号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第54号の朗読〕

議案書13ページ、申請番号1番、1件の申請がっております。資料は別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号1番です。

申請地は、平成20年3月21日付20雲農委指令369号で許可を受けていましたが、許可を受けた転用目的の計画が実行されずそのままになっていたところを、今回、次の5条申請で上程されている申請者が計画変更で転用許可を受けて駐車場用地として転用するものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番について、ご質疑がありましたらお願いします。——ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第54号、申請番号1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

続きまして、日程第6、議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書14ページを御覧ください。

〔議案第55号の朗読〕

議案書15ページ、申請番号24番から30番の7件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号24番です。

申請番号24番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。第1種農地ですので、原則としては転用できない農地ですが、例外規定の既存集落に接続していることから、許可に関して特に問題ないものと思われま

す。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号24番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員（15番 小筏 正治君） ちょっとよかですか。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ、小筏委員。

○委員（15番 小筏 正治君） 調査会のときに聞いたとぼってんが、まさかここは一緒じゃなかと思っていたんですけど、一緒と言われることで、ここに、ほら、成枝橋って書いた橋があるが。この橋があるがために1種になっているんですか。

○事務局長（高木 謙次君） そうですね。この橋の右側の部分が基盤整備地区になっておりまして、そちらに容易にアクセスできるということで、一体的に見た場合に10ヘクタール以上あるということで（発言する者あり）はい。

○委員（15番 小筏 正治君） この橋がなければ、ここなら1種にはならんとですか。

○事務局長（高木 謙次君） 2種。

○委員（15番 小筏 正治君） 2種ぐらいになるよね。

○事務局長（高木 謙次君） はい。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） よろしいですか。

○委員（15番 小筏 正治君） はい。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号25番から28番です。

申請番号25番について、申請地は農振白地、吾妻駅から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は、理容業を営む申請者がお客様のための駐車場用地です。許可に関して特に問題ないものと思われま

す。

申請番号26番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、

第2種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。高規格道路建設による立ち退き関係による申請です。許可に関して特に問題ないものと思われま

す。申請番号27番について、申請地は農振白地、宅地等に囲まれた農地で、第3種農地と判断しました。申請目的は保冷倉庫用地です。申請者が経営する会社の倉庫用地が現在大村市にあります

が、そこを借りられなくなったとして、実家近くの親戚の農地を譲り受けて保冷倉庫用地として転用するものです。許可に関して特に問題ないものと思われま

す。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号25番から28番について、ご質疑がありましたらお願いします。――ありませんか。

それでは、私からいいですか。27番についてですけど、保冷用倉庫、保冷倉庫用地とありますが、この業種というか、事業者はどういう事業者ですか。はい、どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 詳しい内容は分からないんですけども、乳酸菌とか何かその辺のものなんかを扱っているような、医薬品ではありませんけど、そういう健康食品等の会社になるかと思

います。

○議長（林田 剛君） 分かりました。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号29番から30番です。

申請番号29番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は駐車場用地です。先ほどの計画変更承認で申請された案件の転用申請です。隣接宅地を同時に買い受けて家族で移住しようとする案件で、所有の車台数が多く、既存の車庫だけでは不足するために、駐車場を宅地の前に計画する案件です。許可に関し、特に問題ないものと思われま

申請番号30番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。転用目的は倉庫用地での追認申請です。平成10年頃に相対で売買契約をした後、申請者の父が農業用倉庫として利用していた案件です。20年以上前から宅地の一部として使用していることで追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われま

す。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号29番から30番について、ご質疑がありましたらお願いします。——ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、ご質疑がないようですので、議案第55号、申請番号24番から30番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

次に、日程第7、議案第56号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書17ページを御覧ください。

〔議案第56号の朗読〕

議案書18ページ、整理番号1番から議案書46ページ、整理番号47番です。この促進計画（案）について、意見等ございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、質問等がありましたらお願いします。——ご意見等、質問等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第56号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、「特に意見なし。」と報告することとします。

次に、日程第8、報告第10号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書47ページを御覧ください。

〔報告第10号の朗読〕

議案書48ページ、受付番号8番から12番の5件です。この報告は、個人から非農地通知申出書

が提出されたものについて、地元委員と現地確認した結果、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さんからただいまの報告について何かありましたらお願いします。（「ちょっとよかですか」と言う者あり）はい、どうぞ。

○委員（11番 栄木 正孝君） 非農地通知が来てから、作り切らんもんやけん中間管理機構に貸すように出したそうです。それで、あれは何回ぐらいまで大丈夫なんですか。何回か出したらもう出さないでくれっていうことで通知が来たそうなんです。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ、事務局。

○参事補（福田 かすみ君） それは非農地通知ではなくて、利用意向調査の件だと思うんですけども。（発言する者あり）非農地通知（発言する者あり）そうですね、利用意向調査については、緑・黄色判定した分についての調査の分だと思います。

○委員（11番 栄木 正孝君） 意向調査だけばしたときに、もう2回ぐらいか、3回って言ったかね、二、三回目になったときはもう何か、それこそ中間管理機構には出さないでくれというような通知が来たと思うんですよ。（発言する者あり）そうした場合、もうどうしたほうが一番いいんですかね。自分も作り切らんって。（「人に貸すとか」と言う者あり）どっちみちそういう状態やったら非農地通知になるでしょう、出すように。

○議長（林田 剛君） はい、事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 何年も作れずにもう耕作できるような状態でなくなれば非農地通知が行きますので、その後はもう登記で農地じゃない雑種地とかに変えれば、もう農業委員会のあれからは外れます。（「ちょっとよかですか」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ、東委員。

○委員（18番 東 康敬君） 今、黄色と青やったかな、ですよ。それを農地パトロールで新しく、それになった分だけに意向調査があるのか、それとも、前からずっとそれが継続してあるようならずと意向調査が行くわけですか。意向調査自体が農業委員会から。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ、事務局。

○参事補（福田 かすみ君） 緑・黄色で判定された分は、ずっと何年も判定されれば通知が行きます。（「年に1回じゃろう」と言う者あり）年に1回です。（「年に1回」と言う者あり）はい。

○委員（18番 東 康敬君） もうずっと前に判定を下していても、ずっと行くということですよ。

○参事補（福田 かすみ君） はい。

○委員（18番 東 康敬君） 分かりました。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ、内田委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） それは、今、出さないでくれと言われたってあるけど、中間管理機

構は、そういう形で中間管理機構にどれを出さかっていうのをするわけでしょう。それで、何回かしたら、中間管理機構は「もうそれは出さないでくれ」って言う。中間管理機構自体がさ。大体、中間管理機構自体は自分たちでは何もせんとやけん、何もなくなったとだけが守秘義務として、自分たちの実績だけしか考えとらんところやけん、出したら本当は損。あれ、意向調査の中で、中間管理機構について書いてあった、大体あれ自体がおかしかったんですね、本当は。中間管理機構がもともと受けんたい、そういうところは。大体もう決まったところだけしか、大体。当初の目的は、耕作放棄地を集積して、「いいよ」、「はい」でするのが中間管理機構だったよね。いいときさえも、決まったところだけしかっていうような形に変わってきたとやけん。そやけん、そうしたときに、黄色とか緑でしたときに、意向調査で中間管理機構に貸し出すとか書いてあれば、中間管理機構に貸し出すって丸ばするさ。そうせんにゃあ、何も出さんやったら、固定資産税が上がるとかさ、そういうことになるやろう。何も意向も出さんやったら、農地の固定資産税が1.何倍になるとかさ、宅地になるとかさ、そういうとがあるけん出させんばいかと。出した分はそのままいけるとやろうけど。そやけん、中間管理機構が何回か出てきたとか出すなというあれは、俺は中間管理機構にはなかって思うけどね。本当にそういう形で中間管理機構から出さないでくれって言うとうとならさ、文書で何かそういういろいろなあれが。

○委員（11番 栄木 正孝君） もともと中間管理機構は、そういうのは私たちがもう作り切らなかつたやつを一応上げるじゃないですか。そのときに中間管理機構はその現場を見に行きよるとですか。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） すいません。機構のほうから、もうそういうのは出さないでくれっていうのが来ているかどうかというのは、事務局のほうで一応把握はしておりません。利用意向調査については、農地法の規定で、どうしても農地利用状況調査をした後に、緑・黄色判定になったものについては、その意向調査をするようになっているんですよね。しなければならぬということで一応提出をさせていただいています。提出していただいた後で、機構に丸をつけても機構は受けないっていうことは、条件が悪いところであつたりそういったところについては機構はもう受けないって言われているんですけども、自分でも耕作できないとか貸す人を見つけて貸したいとかに丸をされてもいいんでしょうけれども、結果的にそういう農地については借りられる方がいらっしやらないので、最終的に事務局としても、それを出してもらうために、もう一度、機構に一応丸をして出してくださいということで提出はしてもらっています。ただ、事務局も一応そこは矛盾は感じています。

○委員（18番 東 康敬君） ちょっとよかですか。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ、東委員。

○委員（18番 東 康敬君） 当初より、今、中間管理機構に貸し出したいというような形の項目を

アンケートから消せるのかって。こういう真偽を尋ねて、中間管理機構に。こういう形で受けるという気持ちがあるのか、いや、それは絶対借手がないと受けませんという形やったら、それなら、その項目は消さんとちょっと矛盾が生じていますよということで対応はできんとですかね。

○事務局長（高木 謙次君） 利用意向調査については様式のほうが決まっています、その項目を入れるようになっています。

○委員（10番 内田 弘幸君） 大体、中間管理機構はもともと受けんばいかん、組織やけん、はっきり言うて。それを勝手にもう決まるとだけしか受けませんってしていることであって、中間管理機構自体は本当はそういう耕作放棄地をなくすためにできた組織やけん、それは受けんなら言われんとよ。それは本当にこういうふうに通通知は出しとるって言うとなら、そっちのほうが問題。その通知は、物だけ言われている人に、その通知ば見せてくださいって言うてください。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） 多分、今ちょっと議題に上がっておるとが、農地パトロールとかで非農地通知、多くは黄色の判定を受けて、意向調査が農業委員会から行って、意向調査の中に、持ち主がもう自分じゃどうもしらんけど、中間管理機構という欄に丸をして中間管理機構に出して、そういうものを何年か繰り返すうちに、機構から何回も来るもんやけん、それば言わしたんですよね。（「多分そうだと思う」と言う者あり）そういう場合、その後、じゃあ、どがん指導すればよかかっていうと、ガイドライン、共通マニュアル、それがつながって非農地通知の発出を本人から申出があれば非農地通知が出るっていう。（発言する者あり）それを变えるためには、非農地通知は出さなですもんね。そやけん、非農地通知の発出を今度は農業委員会に上げてもらえば、確認できれば非農地とかされるけん、それで法務局で変えるという手順になるとじゃなかかなと。（発言する者あり）出ちよらん、出ちよらん。出る前に意向調査で（発言する者あり）そういう制度でも、この前、話があったんですよね。じゃあ、どうしたらよかですかというとがあったんですよね。だけん、非農地側の申請をして非農地化されれば、もう非農地化して、法務局で登記を变えるという方法で。

○委員（10番 内田 弘幸君） ただ、農業委員会が農地パトロールばしてみて緑とか黄色とかにすれば、非農地にはならんさ。そやけん、農業委員会のパトロールばして、そこは農地が赤ってなれば、それは非農地（「赤じゃなかですな」と言う者あり）農地パトロールで黄色・緑ということは非農地にはならんということ。

○議長（林田 剛君） ならんわけですね。

○委員（10番 内田 弘幸君） それは、その地区の人の農地パトロールのあれでしょうが。

○議長（林田 剛君） 判断とかですね。

○委員（10番 内田 弘幸君） そやけん、それを緑・黄色ってしておれば、ほら、農地のあれは行くさ、毎年毎年。その後、今年黄色があつて、次の年に行ったらもう荒れてる。（「赤になればですな」と言う者あり）赤とかになつてくれば（発言する者あり）非農地通知の可能性はあるけど、それ

を農地パトロールでしておらん以上はいかんでしょうが。そして意向調査が行くとやろうもん。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） 一応、そういう確認は機構のほうに取るようにお願いします。（発言する者あり）ほかにこの報告について何かありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 2 時 52 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月 5日

議 長

署名委員

署名委員